
2 基本構想

(1) 将来都市像

(2) 将来展望人口(岡谷市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン)

(3) 土地利用の構想

(4) まちづくりの基本目標

(5) 施策の大綱

2 基本構想

(1) 将来都市像

① まちづくりの基本理念

本市は、緑と湖につつまれた美しい自然のもとに、先人の培ってきた歴史、文化、伝統を受け継ぎながら、生活の質や都市の魅力を高める施策の展開を図ることによって、人と自然が共生する健康で文化的な活力あるまちづくりを進めてきました。

岡谷市民憲章は、このまちづくりに関する市民共通の基本的な姿勢を示したものであり、いつの時代にあっても変わらない普遍的な目標として市民に根づいています。

このため、第5次岡谷市総合計画においても、岡谷市民憲章をまちづくりの基本理念として、市民総参加によるまちづくりを力強く進めていきます。

◆ 基本理念 ◆

- あたたかい心でまじわり、住みよい人間尊重のまちをつくります
- 自然を保護し、公害のない美しい環境のまちをつくります
- 心身をきたえ、明るい健康のまちをつくります
- 教養を深め、かおり高い文化のまちをつくります
- 仕事に誇りを持ち、豊かな産業のまちをつくります

②将来都市像

地方自治体の責務として、市民のみなさんの福祉の増進を図ることや、まちの活力や魅力を生み出すことを使命とし、中長期的な視点の下で、人口減少や社会経済状況の変化と地域課題に対応しながら、これからの 10 年間の岡谷市が、市民誰もが安全で安心して、健康で生きがいを持って暮らすことができ、このまちに住み、働くことに誇りと自信、そして、愛着をもてるまち。将来にわたって持続可能で、将来のまちに多くの夢と希望を描ける確かなまちづくりを進めるため、将来都市像を次のとおり定め、その実現をめざします。

『 人結び 夢と希望を紡ぐ たくましいまち岡谷 』

【将来都市像への想い】

まちづくりの中心は「人」であり、いつの時代も、また、どのような状況下にあっても変わることのない、普遍的なものです。

「人結び」とは、本市に関わるすべての「人」と「人」があたたかい「心」でまじわり、多様な主体による地域の支え合いがさらに強くなっていくことをはじめ、「人」と「もの」や、「人」と「こと」、「人」と「情報」など、あらゆるものの結びつきが深化していくことを表しています。

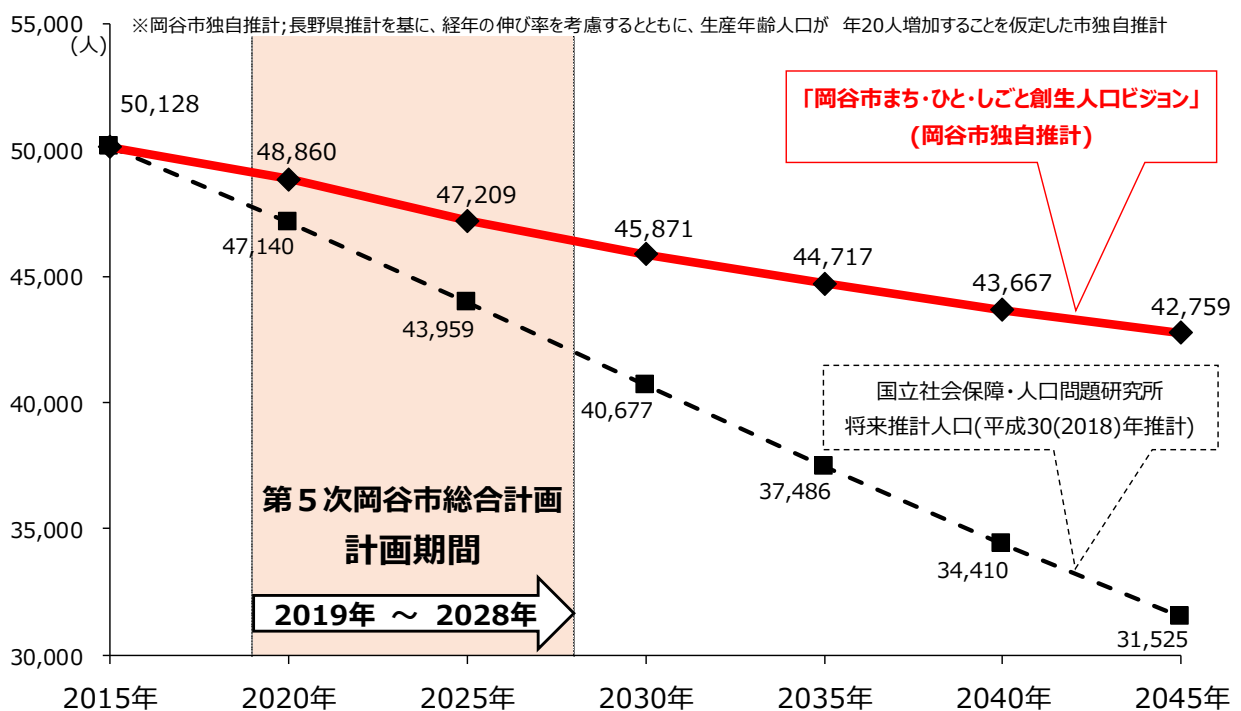
また、「夢と希望を紡ぐ」とは、本市の礎を築いた製糸業－繭から繊維を引き出し、^よ縊りをかけて糸にする－になぞらえて、さまざまなものの結びつきにより、市民やまちが抱く夢や希望が紡ぎ出され、実現し、シルクのように美しく強く、そして輝きを放つ人々とまちを表しています。

さらに「たくましいまち」は、岡谷に住み、働き、学び、訪れるすべての人々が、安全で安心して暮らしたり、過ごしたりすることができるまちとしての「やさしさ」と、産業振興によるまちの活力やにぎわいをはじめ、安定した財政基盤など、さまざまなものにより支えられた「揺ぎない力強さ」をイメージしています。

(2) 将来展望人口（岡谷市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン）




- 平成 27(2015)年国勢調査結果を基とした、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、本市の人口は、2045 年に 31,525 人まで減少すると予測されており、国全体が人口急減という深刻な課題に直面するなか、本市においても人口減少は避けられない状況にあります。
- 平成 27(2015)年に策定した「岡谷市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン[※]」では、「出生数の減少」と「市外への転出超過」の 2 点を、本市における人口減少の課題として捉えており、なかでも企業などで働き手の中心となり、今後、出産や育児を迎える 20 歳代、30 歳代の若い世代の転出抑制が、人口減少対策のポイントであるとしています。
- また同ビジョンでは、「出生数の減少に歯止めをかけ、年少人口を増加に転じる施策」や、「20 歳代、30 歳代の転出を抑制し、20 歳代、30 歳代の転入を促進する施策」などを講じることなどにより、2060 年に 4 万人台の維持をめざしています。
- 第 5 次岡谷市総合計画では、同ビジョンに掲げる 2060 年の将来展望人口 4 万人台の維持に向けた 2019 年から 10 年間の取り組みとして、「ものづくり産業の振興による働く場の確保」、「安心して子どもを産み育てることができる環境の整備」、「本市の魅力を市内外に発信」することなどにより、将来展望人口の実現をめざします。

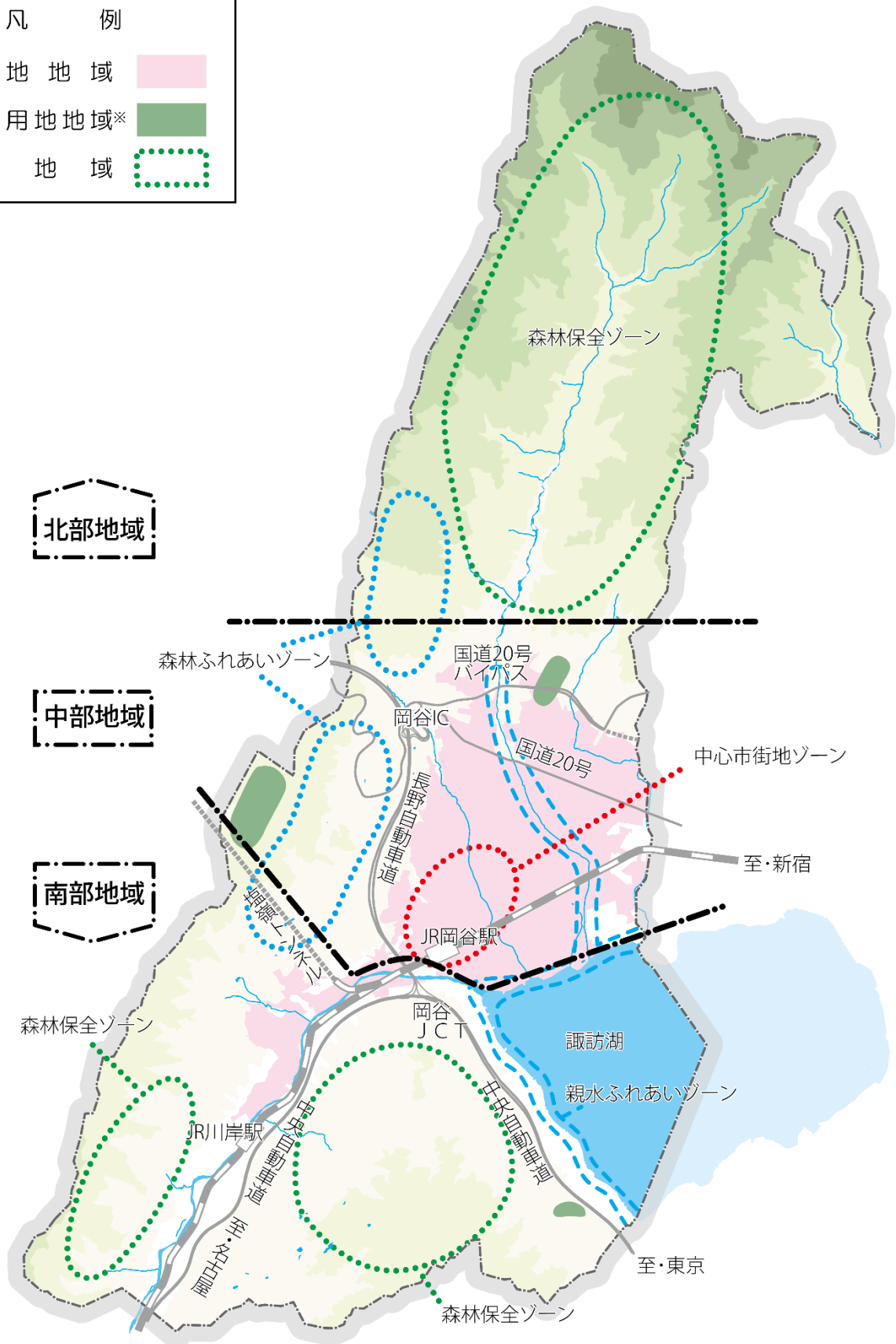
第 5 次岡谷市総合計画終了時(2028 年)の展望人口 46,000 人台を維持



(3)土地利用の構想

①土地利用構想図（整備ゾーン）

凡 例	
市街地地域	
農振農用地地域*	
森林地域	



本市の面積は 85.10k m²で、その約 3 割の可住地に約 49,000 人の市民が生活しています。そのため、市民共有の財産である市域の有効利用を図ることは、大変重要な意味を持ちます。

人口減少社会の到来を踏まえつつ、地域の振興を基本として、自然的、社会的、文化的な特性に配慮した、土地の有効活用を図り、健康で文化的な生活環境の確保と地域の均衡ある発展を総合的かつ計画的に推進します。

②地域別土地利用

本市の地域を、横川山を中心に豊かな自然をたたえる「北部地域」と、市街地と塩嶺一帯の山林を含む「中部地域」、さらに、湊地域、川岸地域と西山地域からなる「南部地域」に分けて、土地利用を検討します。

ア 北部地域

北部地域については、水源かん養[※]などの機能が低下しないよう、自然環境の保全に努めるとともに、森林の保全、整備を推進します。

イ 中部地域

中部地域については、都市化の進展に対応して、地域の実情に応じた秩序ある土地の有効利用と都市機能の充実に努め、基盤整備とあわせて都市景観整備を進めることにより、市民の憩いの場としての公園、緑地、水辺環境などの充実に図り、快適な都市環境の整備を推進します。

また、地域内の農用地については、優良農地の確保に努め、農用地の適切な維持、管理を促進するとともに、将来を展望した土地の有効利用を検討します。

ウ 南部地域

南部地域については、周辺環境などに配慮しながら、地域の実情に応じた活性化に向けて都市基盤整備を推進します。

また、西山地域は、森林保全整備を推進し、自然を守り育て、森林の総合的な利用を推進します。

一方、諏訪湖については、自然環境、景観の保全に努め、湖と景観を活かした親水環境の形成を推進します。

③目的別土地利用

地域の特性を活かした均衡ある発展を図るとともに、乱開発の防止および適切な土地利用を誘導するため、4つの整備ゾーンを設定し、地域整備を推進します。

ア 中心市街地ゾーン

中心市街地ゾーンについては、商業、業務、医療、文化、住宅と交通並びに情報通信機能の集積、誘導を進め、それぞれの有機的な連携を図ることによって、本市の中核的な拠点地区の形成を図ります。

イ 森林保全ゾーン

森林保全ゾーンについては、保安林指定、もしくは保全を優先すべき森林区域であり、土砂流出防備、水源かん養などの公益的機能の充実、自然資源を活かした整備を図ります。

ウ 森林ふれあいゾーン

森林ふれあいゾーンについては、自然とふれあい、レクリエーション活動などの場として、森林や公園施設などの機能を増進するための整備を進め、森林の総合的な利用を推進します。

エ 親水ふれあいゾーン

親水ふれあいゾーンについては、水辺の自然環境に配慮しながら、水辺空間と自然を活かした緑豊かな快適空間を確保し、憩いとやすらぎの場、心身の健康づくりの場、スポーツ、文化などの交流の場として整備を進めます。

(4)まちづくりの基本目標

将来都市像である「人結び 夢と希望を紡ぐ たくましいまち岡谷」の実現に向けて、6つのまちづくりの基本目標のもとに、施策の大綱を掲げます。

- **ともに支えあい、健やかに暮らせるまち**
- **未来の担い手を育み、生涯を通じて学ぶまち**
- **人が集い、にぎわいと活力あふれるまち**
- **安全・安心で、自然環境と共生するまち**
- **快適な生活を支え、住み続けたいまち**
- **みんなでつくる、確かな未来を拓くまち**

(5) 施策の大綱

基本目標	政策	施策	ページ
ともに支えあい、 健やかに暮らせるまち	1 子ども・子育て支援の推進	1-1 子ども・子育て支援の推進	34
	2 福祉の推進	2-1 地域福祉の推進	35
		2-2 高齢者福祉の推進	35
		2-3 障がい者(児)福祉の推進	36
		2-4 社会保障の円滑な運営	36
	3 保健・医療の推進	3-1 健康づくりの推進	37
3-2 地域医療体制の推進		37	
未来の担い手を育み、 生涯を通じて学ぶまち	4 学校教育の推進	4-1 学校教育の推進	38
	5 生涯学習の推進	5-1 生涯学習の推進	39
	6 スポーツ・文化の振興	6-1 スポーツの振興	40
		6-2 文化・芸術の振興	40
人が集い、 にぎわいと活力あふれるまち	7 産業の振興	7-1 工業の振興	41
		7-2 商業・サービス業の振興	41
		7-3 農林漁業の振興	42
	8 地域資源の活用	8-1 ブランドの振興	43
		8-2 観光の振興	43
	9 働く環境の充実	9-1 働く環境の充実	44
安全・安心で、 自然環境と共生するまち	10 安全対策の推進	10-1 危機・防災・減災対策の推進と消防力の強化	45
		10-2 生活安全対策の推進	45
	11 環境保全の推進	11-1 自然環境の保全	46
		11-2 生活環境対策の推進	46
	12 居住環境の充実	12-1 居住環境の充実	47
	快適な生活を支え、 住み続けたいまち	13 計画的土地利用の推進	13-1 計画的土地利用の推進
14 都市基盤の整備		14-1 幹線道路と交通網の整備	49
		14-2 上下水道の維持・整備	49
みんなで作る、 確かな未来を拓くまち	15 地域コミュニティの振興	15-1 市民総参加の推進	50
		15-2 地域活動の振興	50
	16 市政運営の推進	16-1 持続可能な行財政運営	51
		16-2 公有財産の適量・適正化	51
		16-3 ICT(情報通信技術)利活用の推進	52
		16-4 広域行政の推進	52

■ 政策 1 子ども・子育て支援の推進

・施策 1-1 子ども・子育て支援の推進

未来を担う子どもたちが健やかで心豊かに成長できるよう、家庭や子どもを取り巻くさまざまな課題に的確に対応するほか、出会いや結婚、妊娠期からはじまるライフステージに合わせた切れ目ない支援を通じて、安心して子どもを産み育てることのできるまちづくりを進めます。

また、多様なニーズに対応した質の高い保育・幼児教育の提供を行うとともに、将来を見据えた子育て環境の充実に努め、輝く子どもを育成します。

このほか、家庭、学校、地域、企業、行政がともに連携しながら、子どもを社会全体で支える環境づくりを促進し、生活と仕事と子育ての調和を図ります。

■ 政策 2 福祉の推進

・施策 2-1 地域福祉の推進

子どもから高齢者まですべての市民が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向け、一人ひとりが地域社会の担い手という意識の醸成を図るとともに、自助、互助、共助、公助それぞれが役割を担い、ともに支えあう地域福祉の推進体制の充実に努めます。

・施策 2-2 高齢者福祉の推進

高齢者一人ひとりが尊厳と生きがいを持ち、自分らしくいつまでも健康でいきいきと暮らし、活躍できるまちづくりを推進します。

また、地域での見守りを推進するとともに、医療、介護、生活支援などが一体的に提供される地域包括ケア体制を構築し、安心して暮らせる地域づくりに努めます。

介護保険制度については、保険者である諏訪広域連合と連携して、介護サービスの質と量の充実に努めるとともに、地域包括支援センターを中心とした支援体制の充実に努めます。

・施策 2-3 障がい者(児)福祉の推進

障がいのある方々が、主体性や自主性を持って、自立した生活を送ることができる環境をつくるため、相談支援体制や福祉サービスの充実に努めるとともに、ノーマライゼーション[※]のさらなる普及と定着に向け、市民と行政が一体となって取り組みます。

また、ライフステージに合わせた切れ目のない支援を提供するため、保健、医療、保育、教育、就労などの関係機関と連携した支援体制を強化するとともに、必要な支援が適切に提供される環境づくりに努めます。

・施策 2-4 社会保障の円滑な運営

国民健康保険制度や後期高齢者医療制度などの医療保険制度の円滑な運営に努めます。

特に国民健康保険事業については、財政運営の責任主体である県と共同して、財政の安定化と市民の健康の保持増進を図ります。

子どもや障がい者、ひとり親家庭などに対しては、福祉医療制度により経済的負担を軽減し、安心して必要な医療を受けられるよう支援します。

また、生活の安定と自立に向けた取り組みを推進するため、公的扶助や各種援護制度の適切な運用に努めるとともに、相談支援体制などの充実に努めます。

■ 政策 3 保健・医療の推進

・施策 3-1 健康づくりの推進

健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、市民一人ひとりが健康的な生活習慣の重要性について理解を深め、自分の健康は自分でつくるという自覚を持ち、健康づくりを進めることで、「健康寿命^{*}の延伸」をめざします。

また、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた、望ましい生活習慣の定着に向けた保健事業を推進するとともに、家庭、学校、地域、企業などと、連携、協働し、一人ひとりの健康づくりを支援する環境づくりに努めます。

感染症の予防対策や疾病の早期発見、早期治療のための各種健康診断などを実施し、市民の健康の保持増進に努めます。

・施策 3-2 地域医療体制の推進

医師会など関係機関との連携を強化し、地域医療体制の維持に努めるとともに、将来にわたって安定した地域医療が提供できるよう、医師や看護師をはじめとした医療専門職の確保や養成に取り組みます。

岡谷市病院事業については、市民病院として地域に密着した総合医療を安定的かつ継続して提供するため、医療スタッフの確保や医療機器の整備など、さらなる医療体制の充実を図るとともに、健全経営の維持に努めます。

■ 政策 4 学校教育の推進

・施策 4-1 学校教育の推進

子どもたち一人ひとりの個性、人格、人権を尊重しながら、個々の能力、適性に応じた教育を推進し、魅力と活力ある学校づくりをめざします。

さらに、知識を活かすための思考力、判断力、表現力などの能力を高め、自ら主体的に学び、たくましく生き抜く子どもを育てます。

また、地域に根付き、地域とつくる学校づくりを推進するとともに、ものづくりなど地域の資源を活用したふるさと学習を推進し、郷土を愛する心を醸成します。

■ 政策 5 生涯学習の推進

・施策 5-1 生涯学習の推進

ライフステージや市民ニーズに応じた多様な学習機会を提供するとともに、生涯にわたって自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、社会教育施設の利用促進に努め、その学習の成果が市民の自主的、主体的な社会参加につながる支援に努めます。

また、未来を担う青少年の健全育成と自立を支援するため、家庭、学校、地域と連携し、安全で心豊かに成長できる環境づくりを推進します。

■政策6 スポーツ・文化の振興

・施策6-1 スポーツの振興

子どもから大人までだれもがスポーツを好きになり、生涯にわたってスポーツに取り組み、活気あふれるまちづくりを推進します。

また、競技力向上に向けたスポーツへの支援のほか、スポーツ団体等と連携しながらスポーツ人口の増加や指導者の養成などを通じて、さまざまな種類のスポーツに多くの人が気軽に参加できる環境づくりに努めます。

さらに、スポーツを通じて健康で活気に満ちた生活が送れるように、高齢者や障がい者を含めた市民ひとり1スポーツの実現をめざします。

・施策6-2 文化・芸術の振興

市民一人ひとりの日々の暮らしを豊かにし、心の充足感、生きる力、他人に対する優しさなどを育むことができるよう、文化や芸術に触れる機会の充実に努めるほか、個人や団体の主体的な文化芸術活動を発表できる場を提供し、文化や芸術への関心を高めることにより、市民の文化芸術活動の活性化を図ります。

また、本市の礎を築いた製糸業にかかわる近代化産業遺産群[※]や製糸機械類をはじめ、日本遺産[※]に認定された縄文時代の特徴的な遺跡や出土品などの文化財を活用し、関係する自治体や団体等と連携した情報発信やイベント等の開催により、地域の活性化を図ります。

このほか、本市発展の歴史を伝える史料の調査、収集、保存に取り組み、その成果を広く発信します。

■ 政策 7 産業の振興

・施策 7-1 工業の振興

基幹産業である製造業の持続的な成長を実現するために必要な環境整備に努めるとともに、高度な精密加工技術をさらに高め、さまざまな分野で貢献することをめざし、新技術・新製品や高付加価値製品などの開発、人材育成、革新的技術も活用した生産性向上や新規成長産業分野参入に向けた支援などに取り組みます。

また、さまざまな技術を保有する産業集積地の優位性を強化するため、既存企業流出防止、企業誘致に取り組むとともに、新規創業支援や事業承継支援、次世代を担うものづくり人材の育成にも努めます。

・施策 7-2 商業・サービス業の振興

商業の振興では、地域の魅力を活かした商店街の育成を支援するとともに、消費者ニーズや時代の変化に的確に対応できる、個性と魅力ある個店づくりを関係団体と連携して支援します。また、消費者、商業者などとの協働により、中心市街地の活性化に取り組み、活力とにぎわいの創出と向上をめざします。さらに、意欲的な商業者や創業者を積極的に支援し、新たな商業活力となる人材の育成に努めます。

サービス業の振興では、時代の流れに的確に対応した企業支援を行い、経済の活性化や市民生活の向上につながるサービス産業の育成に努めます。

・施策 7-3 農林漁業の振興

自然的、社会的立地条件を活かし、花き、野菜などの施設園芸を中心とした都市型農業の振興を図るとともに、食の安全に対する消費者の関心の高まりと地場産業振興の観点から地産地消を推進します。また、生産基盤の整備や、意欲の高い担い手への農地の利用集積を進め、優良農地の確保と有効利用を図り、農地の適切な保全と活用に努めます。

森林は、木材の生産はもとより、国土の保全、水源のかん養、保健休養などの公益的機能を有しています。「平成 18 年 7 月豪雨災害」の経験から得た教訓も踏まえ、森林の機能を維持していくため、計画的な造林や育林を図るとともに、病虫害防除対策を推進するなど、森林の適切な保全と管理に努めます。

諏訪湖、天竜川を基盤とする内水面漁業[※]は、漁場の浄化や人工種苗放流[※]などによる漁場、漁業資源の維持に努めます。

■ 政策 8 地域資源の活用

・施策 8-1 ブランドの振興

「岡谷ブランドブック※」に掲げる「湖に映える、美しいものづくりのまち」を岡谷のブランドコンセプトとし、諏訪湖をはじめとした豊かな自然資産や本市の基幹産業であるものづくり資産を活用した産業観光※のほか、まちの礎を築いたシルク関連資産、童画家 武井武雄※のアートを中心とした文化資産、うなぎや酒、味噌をはじめとする食資産など、本市が持つさまざまな地域資源を活用した「岡谷ブランド」の構築を図り、魅力ある地域づくりを推進するとともに、積極的な情報発信に努めます。

また、岡谷ブランドの発信拠点である岡谷蚕糸博物館「シルクファクトおかや」を核に、シルク岡谷の歴史と文化を伝承するとともに、新たなシルク文化が生まれるまちとして、養蚕から生糸生産、商品化まで取り組むなど、シルクのまちづくりを推進します。

・施策 8-2 観光の振興

諏訪湖をはじめとした豊かな自然資産、特色ある文化施設や個性ある観光施設などを有効に活用し、岡谷ならではの体験価値を提供するとともに、新たな資源の掘り起こしに努めます。さらに、多様な情報発信手段を通じて観光情報を積極的に提供するとともに、関係団体などとの連携により、国内外からの観光客の受入れ体制の充実に努めます。

また、近代化産業遺産群を巡るツアーやものづくり技術を活かした体験ツアーなどの産業観光を推進し、魅力ある観光ルートの確立を進めるとともに、県内外の広域的な観光連携の推進に努めます。

■ 政策 9 働く環境の充実

・施策 9-1 働く環境の充実

性別、年齢、心身の状況、介護や子育てなどにかかわらず、市民一人ひとりが安心して「やりがい」を持ち働くことができる社会の実現をめざすとともに、働く誰もが豊かで幸せを実感できる生活の実現のため、勤労者福祉推進団体の育成や支援に努め、勤労者の福利厚生の実現を図ります。

また、県外などへ進学した学生が、生まれ育った地元の企業への就職支援にも取り組めます。

■ 政策 10 安全対策の推進

・施策 10-1 危機・防災・減災対策の推進と消防力の強化

集中豪雨などの風水害や大規模地震などの自然災害はもとより、市民生活に重大な影響を及ぼす事件、事故など、多種多様な危機事象や緊急処理事態に適切に対応できる危機管理体制および消防力の強化に努め、安全・安心なまちづくりを推進します。

特に、「平成 18 年 7 月豪雨災害」の経験から得た教訓や知識を忘れることなく後世に伝承し、防災・減災意識の普及啓発を一層促進します。併せて国や県と連携した治山、治水を含む防災・減災基盤の整備を計画的に進めます。

また、消防団の組織や装備を強化し、自主防災組織の充実を図るとともに、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の考え方にに基づき、市民、地域、企業、関係機関と市が相互の連携を深め協働することにより、総合的な地域防災力の強化に努めます。

・施策 10-2 生活安全対策の推進

関係機関や関係団体との連携の強化を図りながら、交通安全、防犯、消費生活などの生活の安全・安心にかかわる施策を推進します。

オレオレ詐欺や還付金詐欺に代表される主に高齢者をターゲットとした詐欺事件をはじめ、インターネットを悪用した犯罪など、新たな手口の犯罪被害の防止に努め、市民一人ひとりが安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。

■ 政策 11 環境保全の推進

・施策 11-1 自然環境の保全

地球温暖化などの地球規模での環境問題に対処し、持続可能な社会を構築するため、低炭素社会※、資源循環型社会※への転換をめざして、市民の日常生活や企業活動における、資源の効率的な利用や再生可能エネルギー※の利用促進などの取り組みをさらに推進します。

また、先人から受け継いだ豊かな自然環境を次代へつなぐため、里山や水資源の保全のほか、諏訪湖などの水辺環境整備などを推進し、豊かな生態系の保全とふれあいの機会の確保を図り、自然共生社会の実現をめざします。

このほか、子どもから大人まで市民一人ひとりが、環境保全に向けた活動に継続的に取り組めるよう、環境教育の推進に努めます。

・施策 11-2 生活環境対策の推進

市民や企業などが、環境保全活動に主体的に参加することを通じて、環境に対する意識とモラルの向上が図れるよう、市民、企業、行政が一体となった環境保全活動に取り組みます。

また、生活環境に影響を与える不法投棄や騒音や振動などについては、関係機関と連携した調査やパトロールの実施など、監視体制の一層の充実に努めます。

このほか、諏訪湖周クリーンセンターの適正な管理運営を図るとともに、市民、企業、行政が、一体となって、ごみの排出抑制とごみの適正処理に努めます。また、湖北火葬場および湖北衛生センターの適正な管理運営を図ります。

■ 政策 12 居住環境の充実

・施策 12-1 居住環境の充実

住宅地の活力と安全性の向上を図るため、防災、衛生、景観等の生活環境に影響を及ぼす空き家の発生抑制や適正な管理を推進するとともに、耐震診断や耐震改修を促進します。

また、省エネルギーやバリアフリーなど住宅性能の向上に関する情報提供と既存住宅の有効活用により、移住・定住などに対応し住宅確保を推進します。

低額所得者、高齢者や子育て世帯等住宅の確保に配慮を要する方の住宅セーフティーネット[※]の充実の検討を進めるとともに、施設の老朽化が進む市営住宅については、将来需要を踏まえ統廃合、更新の検討を進め、適正な供給量の確保と適切な維持管理に努めます。

諏訪湖、八ヶ岳、富士山の眺望景観や歴史ある美しい街並みなどの都市景観形成を維持し、住環境の向上に努めます。

■ 政策 13 計画的土地利用の推進

・施策 13-1 計画的土地利用の推進

現在のコンパクトな都市構造を維持しながら、持続可能なまちを実現するため、低未利用地※、岡谷駅周辺地域の有効活用、人口密度の維持や公共施設の配置の効率化を図ります。公園は機能や目的に沿った整備を推進します。諏訪湖辺面※の活用を促進し、自然との共生を図ります。

また、交通の円滑化、良好な街並みの形成を構築するため、骨格的な道路などの都市基盤整備に努めながら、みどり豊かなまちづくりを市民との協働により推進し、道路、公共施設、民有地の緑化の促進を図ります。

■政策 14 都市基盤の整備

・施策 14-1 幹線道路と交通網の整備

道路は、市民生活ばかりでなく、地域経済や地域間交流などの都市機能を支える重要な社会基盤であることから、平時はもとより災害時における緊急活動の円滑化や避難路としての機能を確保するため、国道、県道や都市計画道路などの幹線道路を整備します。また、市民生活の安全・安心を支える生活道路の適正な維持管理や整備に努めます。

コンパクトなまちの利便性をさらに高めるため、鉄道、路線バス、シルキーバス、スワンバスが連携して、市民一人ひとりが利用しやすく、歩いて暮らせる、公共交通の構築に努めるとともに、高速交通網整備を推進します。

・施策 14-2 上下水道の維持・整備

上下水道は市民生活や企業活動に欠かすことのできない社会生活基盤です。人口減少、施設の老朽化等経営環境が厳しさを増す中で、将来にわたり安定的に事業継続するため、事業運営の効率化と適正な受益者負担を通じて経営の健全化を図り、関係施設や設備の適正な維持管理、更新に努めます。

水道事業は、安全で安心な水道水の供給を安定して継続するため、施設の更新や再構築を計画的に進めるとともに、危機管理体制の強化をめざし、水道施設の耐震化に努めます。

下水道事業は、諏訪湖をはじめとする河川などの水質汚濁防止や環境保全を図り、あわせて市民が快適で衛生的な生活を営むため、既設施設の適切な維持管理と長寿命化を図るほか、施設の耐震化に取り組みます。また、豪雨災害の被害軽減をめざし、^{うすいきよ}雨水渠事業に取り組みます。

温泉事業は引き続き施設の適切な維持管理に努めます。

■ 政策 15 地域コミュニティの振興

・施策 15-1 市民総参加の推進

多様化・複雑化・高度化する市民ニーズに対応するためには、行政だけではなく、市民をはじめ、学校、区、NPO、市民活動団体、企業など多様な関係者が手を携え、市民総参加によるまちづくりを推進することが必要です。

このため、さまざまな情報通信手段を活用し、正確でわかりやすい広報と市民ニーズを的確に捉える積極的な広聴に努めるとともに、市民などの声や意見を市政に反映する仕組みを充実させ、まちづくりへの参加意識の高揚を図ります。

また、男性も女性もそれぞれの個性や能力を発揮し、あらゆる分野で活躍することができる、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進します。

・施策 15-2 地域活動の振興

価値観やライフスタイルの多様化により、地域社会への関わりに対する希薄化が進み、地域コミュニティ機能が低下しています。

このため、円滑な地域活動の運営ができるよう地域住民の意識高揚を図り、新たに地域リーダーとなる人材の育成や自治活動の支援に努めます。

また、市内に在住する外国人が、適切な行政サービスや医療サービス、学校教育などを享受できるよう、関係団体などとの連携による支援を推進するほか、円滑なコミュニケーションが図られるよう、幼少期からの国際理解教育を充実するなど、異文化に関する理解の醸成に努め、多文化共生社会の実現をめざします。

■政策 16 市政運営の推進

・施策 16-1 持続可能な行財政運営

社会経済状況の変化や急速に進行する人口減少などにもない、行政需要はますます多様化・複雑化・高度化しているため、的確に市民ニーズを把握し、社会情勢に適した質の高い行政サービスを将来にわたって提供する必要があります。

こうした中で、少子高齢化による生産年齢人口の減少などにより、本市の歳入は減少する見込みであり、一方歳出は高齢化の進展による社会保障関係経費や公共施設などの老朽化対策に係る経費の増加が予想されます。

このため、最少の経費で最大の効果を挙げるべく、市民生活への影響を考慮しながら、不断の行財政改革に取り組むことで、将来にわたり持続可能な行財政運営の確立に努めます。

・施策 16-2 公有財産の適量・適正化

これまでに市民サービスの向上、充実を図るため、福祉、教育、文化、産業振興分野など多くの公共施設の整備を進めてきましたが、今後、厳しい財政状況が見込まれる中で、老朽化する施設の維持や更新が課題となります。

こうしたことから、貴重な財産である公共施設などを次世代に引き継ぐため、そのあり方や適切な規模について、将来に向けた可能性を幅広く議論、検討を行い、総合的かつ計画的な適量化や適正化に取り組みます。

また、公有財産の適切な管理を行うとともに、遊休財産については、民間などでの有効活用が図られるよう、積極的な売却などに努めます。

・施策 16-3 ICT(情報通信技術)利活用の推進

I C T※の進展は、マイナンバー制度の導入をはじめ、A I(人工知能)やI o T(モノのインターネット)などの利活用に向けた動きなど、市民生活や企業活動、経済社会に大きな変化をもたらしつつあり、そのスピードが加速度的に増しています。

このような状況を踏まえつつ、I C Tの利活用による、時間や場所に制約されない利便性の高い行政サービスの提供に努めるとともに、個人情報などの情報資産を守るセキュリティ対策の強化を行い、効率的な行政運営の推進を図ります。

さらに、技術革新に伴う社会の変化を的確に捉え、地域の情報化を推進し、市民生活の豊かさや利便性の向上を図ります。

・施策 16-4 広域行政の推進

道路交通網などの社会基盤の整備により、市民の日常生活圏や経済活動の範囲は市町村の区域を越えて広がり、社会構造の変化やライフスタイルの多様化も相まって、行政運営や行政サービスの提供にも変化が求められています。

このため、広域的に共通する行政課題に対しては、周辺市町村との連携により、効率的かつ効果的に取り組みます。

また、市町村合併については、地域の将来を見据える中で、的確な情報提供と民意の把握に努めます。

【用語解説：序論～基本構想】

1 序論

(1)計画の策定にあたって

- ※岡谷市総合計画の策定に関する条例(平成 30 年岡谷市条例第 1 号)：市政運営に係る最上位の計画である岡谷市総合計画の位置づけを明確にするとともに、策定の原則や手続などをはじめ、将来の都市像および人口のほか、まちづくりの基本目標などを掲げた「基本構想」については議会の議決事件とすることなどについて定めた条例。
- ※岡谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略：地方創生の実現に向けて効果的な施策を展開する上で基礎となる「岡谷市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」に掲げた、2060 年の将来展望人口 4 万人台の維持を目標に、岡谷市総合計画や各種個別計画との整合を図りながら、取り組むべき施策についてまとめたもの。

(3)時代の潮流

- ※NPO：Non Profit Organization の略称。社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。
- ※IoT：Internet of Things の略称。モノのインターネット。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語である。
- ※AI：Artificial Intelligence の略称。人工知能。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。
- ※Society5.0：仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)。狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第 5 期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱された。
- ※ビッグデータ：デジタル化の更なる進展やネットワークの高度化、またスマートフォンやセンサー等 IoT 関連機器の小型化・低コスト化による IoT の進展により、スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、また小型化したセンサー等から得られる膨大なデータ。
- ※平成 18 年 7 月豪雨災害：平成 18(2006)年 7 月 19 日に市内で発生した豪雨による災害。7 月 15 日から 19 日まで降り続いた大雨が、観測史上最大となる連続総雨量 400mm を記録する中、19 日未明に市内各地で同時多発的に土石流が発生し、瞬時に 8 名の尊い命が奪われるとともに、家屋の流出や倒壊、浸水など、市民の生命や財産に甚大な被害を及ぼした。

2 基本構想

(2)将来展望人口

- ※岡谷市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン：本市におけるまち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を展開する上で重要な基礎となるもの。本市における、人口の現状を分析するとともに、人口の現状分析で把握した課題を踏まえつつ、住民の結婚・出産・子育てや、移住に関する意識・希望等を把握し、めざすべき将来の方向性を提示している。「まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)」に基づき、平成 27 年 12 月 25 日に策定。

(3)土地利用の構想

- ※農振農用地地域：今後、継続的に農業ができるように守っていく必要がある農地として、法律に基づき指定された農業振興地域の農用地で、農業以外の用途に利用することが制限されている農地。
- ※水源かん養：森林や水田の働きにより、渇水や洪水を緩和して安定的に水が供給されること。

(5) 施策の大綱

■ 政策 2

※ノーマライゼーション：高齢者も、障がいのある人も、誰もが通常(ノーマル)の生活が送れるようにしようという考え方。地域でお互いに支え合い、普通に暮らすこと。

■ 政策 3

※健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

■ 政策 6

※近代化産業遺産群：経済産業省が、わが国の産業の近代化に大きく貢献した「近代化産業遺産」について、地域史、産業史を軸とした 33 のストーリーをとりまとめ、地域活性化に役立つものとして平成 19 年 11 月に認定を行ったもの。

※日本遺産：地域の歴史的な魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定するもの。ストーリーを語る上で欠かせない魅力あふれる有形や無形のさまざまな文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としている。

■ 政策 7

※内水面漁業：河川、湖沼などで行う漁業または養殖業。

※人工種苗放流：諏訪湖ではワカサギを主とした各種魚類の卵や稚魚を放流すること。

■ 政策 8

※岡谷ブランドブック：岡谷の魅力を高め、市外から多くの人々を呼び込み、岡谷市を「訪れたいまち・住み続けたいまち」に育てるため、平成 24 年 3 月、民間主体の「岡谷市ブランド戦略検討委員会」が、「岡谷のブランド化」に向けたブランドコンセプトやアクションプランなどをまとめた冊子。

※産業観光：工場、職人、製品など、その地域特有の産業に係るもの、ならびに昔の工場跡や産業発祥の地などの産業遺構を観光資源とする旅行のこと。

※武井武雄：明治 27(1894)年～昭和 58(1983)年。岡谷市出身。「子どもの心にふれる絵」の創造をめざして、自ら『童画』という言葉を生み出し、大正から昭和にかけて童画、版画、刊本作品、玩具やトランプのデザインなどさまざまな芸術分野に活躍し、いつも探求心をもって生涯挑戦を続けた。

■ 政策 11

※低炭素社会：温室効果ガスの代表的物質である二酸化炭素の排出量が少ない社会、また経済システムを構築した社会。

※資源循環型社会：大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済のあり方に代わる資源、エネルギーの循環的な利用がなされる社会をいう。2000 年には循環型社会をめざす『循環型社会形成推進基本法』が制定された。この法令では「天然資源の消費量を減らして、環境負荷を少なくした社会」と定義されている。製品などが廃棄物とならないよう長寿命化し、長期に使うこと。また、ものが廃棄される際は、適正に再使用や再資源化の利用が行われること。これらにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

※再生可能エネルギー：太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地中熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー。

■ 政策 12

※住宅セーフティネット：住宅確保要配慮者が、民間住宅市場の中で独力では住宅の確保が困難な事態に直面した際に対応するための仕組み。公営住宅の提供等により、それぞれの所得、家族構成、身体の状況等に適した住宅を確保できるようにするもの。

■ 政策 13

※低未利用地：適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度(利用頻度、整備水準、管理状況など)が低い「低利用地」の総称。

※諏訪湖辺面：諏訪湖の辺(ほとり)を境にした水面部分と陸地部分。

■政策 16

※ I C T : Information and Communication Technology の略称。一般に「IT(情報技術)」と「ICT(情報通信技術)」は同義語につかされているが、最近では、情報通信におけるコミュニケーションの重要性が増大していることを踏まえ、Communication(コミュニケーション)を加えた「ICT(情報通信技術)」が使用されている。

